

登録
無料

募集期限

令和4年
9月26日



おきなわ食材の店

沖縄県が地産地消に取り組む飲食店を応援!

令和4年度

「おきなわ食材の店」を募集します

沖縄県では、県産食材を積極的に活用した料理の提供を通して、県民のみなさんや観光客のみなさんに県産食材の魅力を発信していただける県内飲食店を「おきなわ食材の店」として登録する制度を平成20年から実施しており、現在では多くのお店が登録されています。

沖縄県産食材を使った料理を提供し、県産食材の美味しさや魅力を知ってほしい。そんな思いをもった「おきなわ食材の店」の仲間を募集します。



※令和2年度 登録証交付式の様子 令和3年度は新型コロナウイルスの影響により中止
『令和3年度 新規登録店舗 (43店舗)』

地元でとれた新鮮な食材を
みなさまにお届けします!!

「おきなわ食材の店」として
認定されると



沖縄県

農林水産部 流通・加工推進課

お問い合わせ・申請書類提出先

株式会社バンズプラス
〒902-0075 沖縄県那覇市国場1170-7 102
☎098-894-5665 📠098-993-5892
✉okinawa-syokuzainomise@kobundo.net
(お問い合わせ対応時間: 平日10:00~18:00/土日・祝日休み)
※当事業については、沖縄県から光文堂コミュニケーションズ(株)と(株)サン・エージェンシーのコンソーシアムへ委託しており、申請書類提出先・問い合わせ対応等については、当コンソーシアムから(株)バンズプラスへ再委託されています。

【おきなわ食材の店運営事務局】
「おきなわ食材の店」等における県産農林水産物利用拡大事業コンソーシアム
光文堂コミュニケーションズ株式会社
TEL:098-889-1131 FAX:098-835-6111

- 1 「おきなわ食材の店登録証」を交付します。
- 2 登録店舗には「桶」や「ノボリ」などの宣伝用資材を「無料」でお配りします。
- 3 店頭やチラシなどに「地産地消マーク」の表示ができます。
- 4 県が開設する「おきなわ食材の店」サイトや広報誌等で、店舗の情報を発信します。
- 5 県が実施する「おきなわ食材の店」等をPRするイベントや取り組みに参加できます。



新規登録申込については
こちらからご確認いただけます!